

東北地方太平洋沖地震被害に対する支援決議

去る3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、国内において観測史上最大のマグニチュード9.0、宮城県北部で震度7を記録し、また、想像をはるかに超える大きな津波を伴って、宮城県を初めとした東北地方が壊滅的な被害をこうむった。福島県内の原子力発電所では炉心溶融と見られる重大な事故が発生し、周辺住民に避難指示が出される事態も起こるなど、我が国がいまだかつて経験したことのない危機的状況にあると言える。

今回の未曾有の大災害により亡くなられた方々とその御遺族に対し、深く哀悼の意を表し、負傷された方々や避難生活を余儀なくされている方々に心からお見舞いを申し上げる次第である。

既に、本県においては、東北地方太平洋沖地震沖縄県支援対策本部を設置し、被災地へのボランティアの派遣を含む人的支援及び物的支援を行うとともに、着の身着のままで本県へ避難される被災者への対応として、宿泊施設の確保、旅費・宿泊費の負担、医療・福祉・教育サービスの提供を行い、また、想定される災害復旧の長期化にも対応し、県営住宅を初めとする公的住宅の提供、仮設住宅の供給、県民と同等の医療・福祉・教育などの行政サービスの確保を行うことなど、被災者受け入れ方針を決定したところである。

本県議会においても、沖縄県民を代表して、一日も早い被災者の生活再建と被災地の復興を願い、それに対して、ユイマールの精神、チムググルを發揮し、できる限りの支援を行うことに全力を尽くす所存である。

上記のとおり決議する。

平成23年3月29日

沖縄県議会